



第5号様式（第11条関係）

見解書

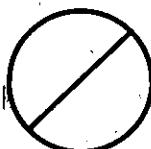
平成28年11月25日

京都府知事 様

林地開発行為予定者

住所 京都府城陽市寺田大谷141番地の1

氏名 城陽石産株式会社 代表取締役 多田



京都府林地開発行為の手続に関する条例第8条第1項の規定による見解は、下記のとおりです。

記

意見書の写しに記載された意見の概要	左記の意見に対する見解
<p>・雨の降っていない時に、防災池から西光明谷へ水を放流する事により①排水路の未整備により、水が田畠に流入して地権者からの苦情が発生する可能性が有る。②下流の住宅地の側溝が雨が降っていないのに水が流れているので、住民の水に対する不安感がある。</p> <p>以上の理由により、放流は府道側に流す様に要望致します。</p>	<p>・場内排水を防災池に集水し、好天時に場外に排水します。従いまして、雨天時に開発地より西光明谷川へと流入する雨水は、防災池により一度全て貯留され、晴天時に排水するので、雨天時の川への流入量は開発前より開発中の方が減少します。</p> <p>又、土砂を定期的に除去し、防災池の容量を確保し下流に影響がでないよう努めます。</p>

備考 京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るもの）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本見解書を複写の上、原文のまま公表します。